

## 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の現状

### —日本における政策決定過程を中心に—

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電された電力を一定期間、一定価格で買取を電力会社に義務づける制度である。2012年現在、固定価格買取制度はドイツやスペインなどを筆頭に、先進国・途上国問わず、世界 92 の国と地域で採用されている。日本では、2009 年より太陽光発電の住宅用余剰電力買取が行われ、2012 年からは太陽光発電以外に、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電も対象にした全量買取制度が導入されている。

本稿（本報告）では次の点に着目する。

(1) 日本における固定価格買取制度の制度設計と現状について、考察する。日本の固定価格買取制度において調達価格やその決定方法は政策変更の際に大きな論点となった。この点を軸として概観する。また、再生可能エネルギーの導入の際に重要な系統連系や優先接続について言及する。

(2) 日本における福島第一原発事故を発端した政策変更とそれを巡るアクターの動向について考察する。日本においては、2009 年の太陽光余剰電力買取制度導入以降も、他の再生可能エネルギーを対象とした全量買取制度を巡る議論がくすぶっていた。民主党の 2009 年のマニフェストに、全種全量の固定価格買取制度の導入が明記され、政権交代後にこの検討がなされた。しかし、買取価格 15～20 円、買取期間 15～20 年の一律とされ、再生可能エネルギーの本格的な普及にほど遠い制度となっていた。2011 年 3 月 11 日午前に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギー特措法）は閣議決定された。しかし、その後発生した東日本大震災および福島第一原発事故により、この法案はエネルギー政策の見直しの根幹を担い、コストベースによる買取価格設定が行われることとなっている。この政策変更を巡っては、環境保護団体や超党派議連、そして何よりも自民党の活動と三党合意が大きな役割を果たした。この点に言及する。

(3) 再生可能エネルギー特措法が与えるエネルギー政策全体への影響について考察する。エネルギー政策、そしてこの固定価格買取制度を巡っては、(2) でも述べた通り、多くのステークホルダーがかかわり合っている。ここでは、①従来型の産業界、②環境保護団体、③再生可能エネルギー業界団体、④再生可能エネルギー新規参入発電事業者（潜在的なものも含む）、⑤電気事業者に分けて考察を加えたい。